



	<u>耐震化を総合的に行う事業</u> に要する経費とする。		_____に要する経費とする。
補助金の額	次の各号に掲げる耐震改修等の区分に応じ、当該各号に定める額とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 (1)～(3) 略 <u>(4) 住宅の耐震化を総合的に行う事業 補助対象事業費の10分の8以内の額(上限100万円)</u>	補助金の額	次の各号に掲げる耐震改修等の区分に応じ、当該各号に定める額とし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 (1)～(3) 略
終期	<u>令和6年3月31日</u>	終期	<u>令和5年3月31日</u>
<p>(交付申請)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書に次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 住宅の耐震化を総合的に行う事業に係る補助金の交付を受けようとする場合 第4条第1項第1号に掲げる書類</u></p>		<p>(交付申請)</p> <p>第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金等交付申請書に次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。